

中央卸売市場比較見積実施要領

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 中央卸売市場が発注する契約において、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、物品買入等の比較見積の実施について、必要事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 比較見積を行う契約は、中央卸売市場が発注する物品の買入、印刷製本及び工事以外の請負契約のうち、予定価格が10万円以下の案件とする。なお、特名随意契約案件は対象外とする。

(比較見積対象者)

第3条 比較見積に参加することのできる者（以下「比較見積対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 入札参加資格を承認した種目（以下「承認種目」という。ただし、項目がある種目については、その項目。以下同じ。）について、当該年度の大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者。
大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。

(選定方法)

第4条 見積書を徴取する相手方は、比較見積対象者から原則3者以上を選定することとする。選定に際しては特定の業者に偏ることのないよう、同じ承認種目において比較見積を実施の都度、見積りの相手方を変更するものとする。

(見積書徴取の方法)

第5条 見積書を徴取するときは、当該比較見積に必要な事項を記載した仕様書等を提示し、見積書の提出期限を定め、提出を求めるものとする。

(見積書の様式)

第6条 見積書の様式は問わないものとする。

(見積書の提出方法)

第7条 見積書の提出は原則としてFAXまたはメールとするが、持参又は郵便によることも可とする。

(見積書の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は見積りを無効とする。

- (1) 指定の日時まで提出されず、又は到達しなかった場合
- (2) 見積書に見積者の記名のないもの
- (3) 同一案件に対して2通以上の見積りをした場合そのすべての見積り
- (4) 見積金額の訂正、削除、挿入等があるもの
- (5) 見積提出後、契約の相手方の決定までの間に見積書を提出した者が大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

(契約の相手方の決定)

第9条 徴取した見積者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とするものとする。

2 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉を行い、契約の相手方を決定する。

3 最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者から再度見積書を徴取し、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定する。

(契約の相手方に対する通知)

第10条 契約の相手方が決定したときは、すみやかにその旨を当該見積者に通知する。

(比較見積の不成立)

第11条 第9条第2項又は第3項において、価格交渉の結果、交渉が成立しない場合は当該比較見積は成立しないものとする。

(再度の比較見積)

第12条 比較見積を行った結果、契約相手方が決定しない場合又は不成立になった場合は、見積徴取相手を変更して再度行うものとする。

(契約の締結)

第 13 条 契約の相手方となった者は、契約規則第 34 条第 2 項に基づき所定の見積書に記名・押印のうえ提出し、決裁権者の承認後、契約日の記載の日をもって契約の締結とすることができる。

(契約の解除)

第 14 条 契約の相手方の決定後、契約の締結までの間に、契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、当該契約の締結は行わないものとする。

2 契約締結後、契約履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことができる。

(その他)

第 15 条 中央卸売市場長が特に必要があると認められるときは、この要領と異なる取扱いをすることができる。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。